

第5次 潮来市行財政改革大綱

(2019年度～2023年度)

2019年6月

目 次

第1部 大綱の基本的な考え方

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 5 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第2部 本市を取り巻く環境と行財政改革の必要性

- 1 人口減社会の到来・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 これまでの行財政改革の取組と実施状況について・・・・・・・・ P2
- 3 第5次潮来市行財政改革大綱の必要性について・・・・・・・・ P3

第3部 基本方針・推進期間及び方法

- 1 行財政改革の基本方針・・・・・・・・ P4
- 2 行財政改革の推進期間及び方法・・・・ P5

第4部 行財政改革の推進事項

I 財政健全化の推進（基本方針1）

- 1 財政の健全化・・・・・・・・・・・・ P7
- 2 給与の適正化・・・・・・・・・・・・ P8

II 事務事業見直しの推進（基本方針2）

- 1 事務事業の見直し・・・・・・・・ P9
- 2 組織・機構の見直し・・・・・・・・ P10
- 3 効果的な行政運営（行政の情報化・行政運営の向上）・・・・ P11
- 4 広域連携の強化・・・・・・・・ P11

III 定員適正化と人材育成の推進（基本方針3）

- 1 定員管理・職員能力の開発等の推進及び働き方改革・・・・ P12

IV 市民参画と協働の推進（基本方針4）

- 1 市民協働によるまちづくり・・・・・・・・ P14

V 公共施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進（基本方針5）

- 1 公共施設等の設置及び管理運営・・・・・・・・ P15
- 2 公共施設の維持管理及び長寿命化・・・・・・・・ P15

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・ P16～P17

第1部 第5次潮来市行財政改革大綱の基本的な考え方

1 目的

地方自治体は、「住民の福祉の増進」を図ることを基本とし、将来にわたって持続可能な公共サービスを提供していく必要があるため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の基本原則に基づき、簡素で効率的な行財政運営を推進する必要がある。

本大綱は、市政を取り巻く厳しい環境のもと、全庁一丸となり行財政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくために、本市が取り組むべき行財政改革の内容を明確にすることを目的とする。

2 基本理念

人口減少、少子高齢化が進むとともに、市民ニーズの多様化など社会情勢が急速に変化する中、将来にわたり質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供し、「住みたいまち潮来」を実現できるよう、行財政改革大綱の基本理念を次のとおりとする。

「住みたいまち潮来」の実現に向けた持続可能な行財政運営の確立

3 基本方針

本市の目指すべき行財政運営の姿を実現するため、本大綱においては改革すべき事項とし5つの項目を定め、第5次行財政改革の基本方針とする。

- (1) 財政健全化の推進
- (2) 事務事業見直しの推進
- (3) 定員適正化と人材育成の推進
- (4) 市民参画と協働の推進
- (5) 公共施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進

4 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間とするが、社会経済情勢の変化や、国を含めた他の計画との整合を図る等、変更の必要が生じた際は、計画期間内での見直しを行う。

5 推進体制

本大綱の推進にあたっては、市長を本部長とした行財政改革推進本部が中心となり、全庁体制の下に、この改革を着実に推進し、毎年度の進捗状況を踏まえて進行管理を行う。

第2部 本市を取り巻く環境と行財政改革の必要性

1 人口減社会の到来

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によると、日本の人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、この人口減少は、今後も加速度的に進むことが見込まれており、2060年には、約8,700万人にまで減少すると推計されている。

このような中、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法^{*1}」が制定され、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

本市においても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2060年を見据えた目標人口を設定し、その目標を達成するための「潮来市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定したところである。

国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、2060年における本市の人口は15,582人になると推計されており、現在と比べて約13,000人減少する見込みである。

そのような予測を踏まえ、今後も引き続き、本市の魅力や地域資源を再度見つめ直し、本市ならではの施策を着実に実施していくことで、人口減少の進行を可能な限り緩やかにし、同時に人口減少に対応したまちづくりに努めていく必要がある。

2 これまでの行財政改革の取組と実施状況について

本市は、平成13年4月の潮来市誕生後、4次にわたり行財政改革大綱を策定し、改革・改善を行ってきた。第1次大綱（平成14年4月策定）では、地方分権時代に対応した行政体制の整備・確立を図るため、より簡素で効率的な行政運営を実現する観点から、「最小の経費で最大の効果」を目標として掲げ、第2次大綱（平成17年3月策定）、第3次大綱（平成22年3月策定）及び第4次大綱（平成25年3月策定）においても、この基本目標を継承し、「財政健全化の推進」「事務事業見直しの推進」「定員適正化と人材育成の推進」「市民参画と協働」の4点を基本方針として、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した効率的で効果的な行政運営を推進してきた。

第4次行財政改革大綱の実施期間（平成25年度～平成30年度）における主な実績は、まず、1点目に市民サービスの向上が挙げられる。マイナンバーカード^{*2}を活用した取組として、「コンビニエンスストアにおける証明書発行」と「市立図書館の図書カードとしての利用促進」を進めたほか、「市民課窓口の待合発券システムの導入」や「かすみ保健福祉センターへの子育て世代包括支援センターの設置」を図る等の施策を実施してきた。

2点目に挙げられるのが財政の健全化である。歳入を確保するため、市税収納率向上に努め、特に市民税・固定資産税・軽自動車税の税収増加を図るとともに、ふるさと納税を平成27年度から促進し、地場製品のPRを兼ねながら歳入増加の成果をあげてきた。

また、国庫補助の活用として、地方創生関連交付金を活用し、「潮来市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による重要施策を推進した。

歳出削減の面では、随意契約の見直しと競争入札の促進による契約差金の増と

市債^{※3}抑制により公債費^{※4}を削減した。

その結果、市債抑制などの効果もあり、利子を含めた市債残高は、平成24年度末に242.7億円であったが、平成29年度末には211.8億円に減少し、5年間で約30.9億円12.7%を削減した。

3 第5次潮来市行財政改革大綱の必要性について

これまで本市は、合併後の行財政の見直し後、国の集中改革プランによる取組等により、財政健全化と職員定数管理に重点を置き、行財政改革を進めてきた。

今後、国政による大きな影響として、社会保障費の安定した財源確保を目的に2019年10月に消費税が改正されることや社会保障制度の見直し等による影響は不透明な部分があり、引き続き、国等の動向を注視していかなければならない。

また、2019年度に「いきいき茨城ゆめ国体」、2020年度には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されることに伴い、市内環境整備費等の増加も予測される。

このような中、本市が将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくためには、次の4つの「財政健全化の推進」を図っていく必要がある。

- (1) 市の実情に合わせた地方創生事業の推進
- (2) 働き方改革による職員・嘱託員等の業務内容及び定数見直しの推進
- (3) 5万人未満小規模自治体としての業務改革の推進
- (4) 市民参画と協働の推進

また、本市が推進してきた行財政運営の簡素化・効率化を図る「量の改革」に加え、市民ニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供するための「質の改革」を実践することで、限られた行政資源（公有財産、行政サービス、人財等）により、効果的な市民サービスを提供していくことが求められている。

以上を踏まえ、今後の行財政改革の新たな方向性や方針を示すとともに、社会経済情勢の影響や人口減による歳入の減少といった厳しい状況が予想される中、将来にわたり安定的な市政運営を行っていくためには、引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があるため、「第5次潮来市行財政改革大綱」を策定する。

第3部 基本方針・推進期間及び方法

1 行財政改革の基本方針

(1) 財政健全化の推進

歳入、歳出のバランスがとれた行財政運営のため、全庁を挙げて歳入増、歳出減に向けた最大限の取組を行う。

「最小の経費で最大の効果」の基本目標のもと、行政を支える歳入は、税を含んだ貴重な財源であることを認識し、歳出においては、その貴重な財源の健全執行を常に優先させ、説明責任を果たすべく、積極的な情報提供を行う。

貸借対照表、行政コスト計算書など、新地方公会計制度による財務諸表のほか、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）による財政指標の積極的な公表を行い、財政の透明性を確保しながら、財政基盤の確立を図る。

(2) 事務事業見直しの推進

本市の財源規模に応じた行財政運営を確立していくため、事務事業評価の手法を取り入れ、さらに発展させながら、行財政の適正かつ効率的な運営を図っていく。なお、事務事業の見直しについては、次の3点に留意し行う。

① 事務事業評価による事務事業の方向性を明確化

- ・「法的に実施が義務付けられている事務」 → (事務の効率化)
- ・「自治体の主体性・自主性により行う事務」 → (事業方向性の明確化)
※「→」は評価を意味し、()内は評価の目的
- ※「事業方向性の明確化」の内容は(拡大、現状維持、見直し、休止、廃止の方向性)

② 事務事業評価による行政運営サイクルと計画的な事業実施の確立

- ・「PLAN (計画)・DO (実行)・CHECK (評価)・ACTION (改善)」の行政運営サイクルを基に、適正で明確な評価点検を行い、「計画→予算→組織編成→実行→点検・評価→見直し→次期計画→…」の基本運営サイクルを確立し、効果的な事務事業の実施を目指す。

③ 広域的事務事業の取組

- ・すでに実施している消防、介護、火葬場、DMO^{※5}等のほか、多様な分野において、広域連携の新たな枠組み等を検討していく。
- ・消防事業を中心とした広域事務組合の共同処理事務事業は、自治体間の協力体制を見直し、運営方法を含めた合理的かつ効率的な運用について、検証を行う。

(3) 定員適正化と人材育成の推進

「潮来市の規模の適正化」を図るため、財政面、事務事業面から職員の定員適正化を図る。平成30年4月までの職員数は、職員採用の抑制もあり、計画どおりに削減を進めてきたが、行政診断の結果等を踏まえ、改めて本市の適正規模の検証を行うとともに、定員適正化計画の見直しを図る。

また、行政運営の核となる職員の能力開発については、「潮来市人材育成基本方針」に基づき、コスト意識に根ざした経営感覚を備えた人材の育成を図るとともに、国の取り組む「働き方改革^{※6}」を推進していく。

【潮来市定員管理計画】

	H13 年度	H17 年度	H22 年度	H24 年度	H30 年度	削減数
職員数（計画）	—	295	265	240	230	—
職員数（実績）	327	294	265	240	230	97
計画達成率（%）	—	100.3	100	100	100	—

※削減数は、平成 13 年度と平成 30 年度の職員数の比較した数値

（4）市民参画と協働の推進

今後の市民サービス提供にあたっては、市民中心の市政推進が求められるため、積極的な情報提供を行い、情報の共有を図るとともに、計画策定や事業実施等における市民参画の一層の推進を図る。

また、地域課題の解決に向けた自主的・主体的な取組が広がりつつあるため、市民や地域団体、NPO法人^{※7}などに対し、その活動が一層活発になるよう支援を行うことで、地域の力を最大限に生かしていく。

さらに、市民と行政の役割を明確にし、互いに補完するとともに、地域おこし協力隊の参画など、市民協働のまちづくりを積極的に推進する。

行政運営については、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業実施の最適な主体、手法を選択するとともに、さまざまな分野において市民協働を積極的に推進し、多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応していく。

（5）公共施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進

「潮来市公共施設等総合管理計画^{※8}」に基づき、費用負担の軽減や平準化を目的として長期にわたって建物を使い続けるために、これまでの修繕・改修サイクルを見直し、構造躯体の目標使用年数の中間年で機能向上のための大規模改修、20年ごとに各部位の機能回復修繕を計画的に実施していく必要がある。

また、改修前には躯体の健全性を調査し、長寿命化する建物は機能向上を含めた改修を実施していく。

2 行政改革の推進期間及び方法

（1）推進期間（2019年度から2023年度：5年間）

本市を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化社会・人口減少社会の到来、厳しさを増す行財政環境など、大きく変化しており、さらに国の動向や社会経済状況の変化も著しい中、多様な行政サービスが求められている。

そういった目まぐるしい行財政環境の変化があることを踏まえ、大綱の推進期間は2019年度から2023年度までの5年間としつつも、毎年度推進事項の点検整理を行うものとする。

財政健全化については、貸借対照表、行政コスト計算書など、新公会計制度による財務諸表のほか、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財

政力指標の積極的な公表を行い、財政の透明性の確保しながら、別途定めた財政健全化計画の見直しを行い、財政基盤の確立を図る。

(2) 推進方法

行財政改革は、これまでどおり全庁一丸となって推進することはもとより、市民協働の取組を推進し、行財政の運営力向上を図る。

また、行財政改革推進本部が中心となり、進捗状況の点検・確認を行い、その結果を公表するとともに、進捗状況に応じた必要な取組を次年度に反映させるものとする。

第4部 行財政改革の推進事項

I 財政健全化の推進（基本方針1）

1 財政の健全化

（1）財政状況について

決算指数の状況

区 分	単位	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実質収支	千円	1,023,235	713,667	2,036,058	919,073	1,190,061
経常収支比率	%	88.9	92.5	91.9	94.7	92.5
実質公債費比率	%	6.6	5.6	5.4	6.3	7.6
財政力指数 ^{※9}	—	0.498	0.492	0.494	0.492	0.496
地方債残高	千円	12,366,734	12,248,245	12,108,940	11,825,883	11,791,128
基金現在高	千円	16,617,386	15,567,887	6,026,455	6,393,533	6,292,896

平成29年度財政主要指標を見ると、実質公債費比率^{※10}7.6%（前年比1.3%増）、この数値が18%を超えると、公債費負担適正化計画の策定が求められる。

また、財政状況の弾力性を示す経常収支比率^{※11}は平成25年度に88.9%だったものが、平成29年度には92.5%まで上昇している。

これまでの歳入の確保と歳出の抑制施策により、現在は健全財政維持しているが、今後の人口減に対応するためには、事務事業の見直しを行い予算の重点化と必要最小限の配分を行うなど、ビルドアンドスクラップによる「選択と集中」による効率的な行財政運営を図る必要がある。

（2）主な推進事項

① 財政健全化計画の策定

- ・市債制限額の設定（毎年度公債費内制限）
- ・公共施設整備基金及び一般廃棄物整備基金の計画的な基金額確保
- ・経常経費の抑制

経常収支比率 92.5%（2017）→ 92.0%（2023）

② 地方公会計制度による財務諸表の公表

- ・バランスシート（貸借対照表）
- ・行政コスト計算書
- ・純資産変動計算書
- ・資金収支計算書

③ 特別会計の効率化及び公営企業会計の適用

- ・県水の全量受水、配水管や既存施設の老朽化及び耐震化等の課題を踏まえ、持続可能な水道事業の実現に向けて水道事業ビジョン^{※12}の策定を行う。
- ・工業用水については、将来にわたって安定的に事業継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を行う。

- ・下水道資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の削減
- ・下水道事業における繰入金額は、2017年度の約5億9千万円から企業債償還額のピークと連動して、2020年度に約6億4千万円となるが、2026年度には約1億7千万円減少し、約4億7千万円となる見込み。
- ・水洗化率の向上 87.4%（2017）→ 89.6%（2023）
- ・下水道事業及び農業集落排水事業は、2020年度までに公営企業会計を適用し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

④ 外郭団体への支援の見直し

- ・社会福祉協議会への支援及び職員派遣の見直し
- ・シルバー人材センターへの支援の見直し

⑤ 自主財源の確保

- ・市税・使用料・手数料等の収納率向上
- ・企業誘致の推進
- ・ふるさと納税の推進
- ・広告料（広報紙・ホームページ・封筒印刷等）の導入及び利用促進
- ・新たな財源の確保に関する調査及び提案

⑥ 行政経費の削減

- ・入札制度の活用による公共工事のコスト縮減

2 給与の適正化

(1) 基本的な考え方

ラスパイレス指数^{*13}100以内の管理を目標としており、平成29年度の指数は97.8%となっているが、本市の厳しい財政状況において、人件費の適正化は非常に重要な課題であるため、引き続き、業務量に応じた職員の適正配置を行い、総人件費の適正化に努める。

また、給与の適正化を図るため、職員給与の公表を継続するとともに、特別会計、公営企業会計においても、人件費の公表に取り組んでいくものとする。

(2) 主な推進事項

① 給与水準の適正化

- ・ラスパイレス指数100以内の管理

② 各種手当の適正化

- ・経費削減とともに、能率的な職務執行の確保と職員の健康管理の観点から、時間外勤務手当について、枠配分による計画的な執行に努め、適正な運用と縮減を図る。

③ 人事評価制度の推進

- ・能力・成果主義による人事評価制度を推進し、人事・昇給昇格制度への有効活用を図る。

II 事務事業見直しの推進（基本方針2）

1 事務事業の見直し

(1) 基本的な考え方

地域の多様なニーズに適正に対応し、本市が将来にわたって健全な市政運営を可能とするため、健全な行財政の確立を図る。一般財源の減少を見据えた適正な財政規模を確立するため、事務事業全般にわたり、緊急性・優先度などについての精査を行い、徹底した事業の効率化と重点化を進める。

(2) 主な推進事項

① 事務事業の廃止及び見直しの実施

- ・健全な行財政の確立を図るため、毎年度予算編成に向けて、事務事業の廃止及び見直しを重点的に行う。

② 行政評価による各事業の方向性の明確化

（予算事業別ごとに実施，事務効率化の評価を行う）

- ・事務事業の評価を行い，事業の見直しを行っていく。
- ・各事業の調整・整理を行い，次年度予算に反映させる体制づくりの確立
- ・外部評価制度の導入を検討

③ 事務改善運動及び提案の実施

- ・各業務の事務改善
- ・部署ごとの事務における課題の整理
- ・職員提案制度の促進

④ 受益者負担の原則に立った手数料，使用料の見直し，改訂

- ・各手数料，使用料について，関係各課等と協議の上，整理していく。
- ・受益者負担の原則に基づく公有財産使用料の徴収及び利用促進

⑤ 未収金対策（市税・使用料・手数料等）のため収納体制の整備を図る。

- ・休日滞納整理，県との合同徴収の実施
- ・口座振替の積極的な推進
- ・新たな納付方法の調査，研究
- ・関係部署間の連携体制を構築し，徴収方法等に関するノウハウの共有化

【収納率（H25～H29）】

税目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
市税合計	93.6%	94.0%	94.7%	95.8%	96.4%
国民健康保険税	77.3%	78.0%	79.7%	83.0%	84.1%

⑥ 補助金等の整理合理化（補助金等審議会の実施）

- ・補助金については，そのあり方等について，これまでも精査を行ってきたところであるが，今後も，必要度の分析，効果の検証，補助率見直し，終期設定等について，精査を行い，適正な執行に努める。
- ・補助金交付額について，算出基礎を明確にするための基本方針等の見直し

- ⑦ 業務に応じた勤務時間の変更
 - ・市民サービスの向上と、短時間残業の縮小を図るため、各部署の勤務状況を精査し、業務に応じた勤務時間の変更について、整理していく。
- ⑧ 事務の効率化を図る
 - ・事務の定型化を進め、効率的な事務執行を図る。
 - ・マイナンバー制度を活用した行政手続きの簡素化
 - ・住民サービスの向上や費用対効果を踏まえた民間委託及び指定管理者制度^{※14}の活用・推進
- ⑨ 各種関連団体への負担金の見直し
 - ・広域事務組合に対する負担金の見直し
 - ・各関連団体加入継続に対する見直し
- ⑩ 監査の充実
 - ・事業、会計処理の適正化
 - ・監査の精度や専門性の向上
- ⑪ 入札制度の推進
 - ・電子入札の活用の継続
 - ・総合評価方式の検討
- ⑫ 公用車の集中管理の拡大

2 組織・機構の見直し

(1) 基本的な考え方

市民の立場に立った行政サービスの実現に向け、分かりやすい組織及び関連業務の一本化を行い、簡素で効率的な組織機構にするための見直しを引き続き行う。

(2) 主な推進事項

- ① 事務の効率化を図る。
(ワンストップサービスを目指した業務効率化・市民に分かりやすい組織機構)
 - ・市民に分かりやすい組織機構の見直し
 - ・マイナンバー制度を活用したワンストップサービスの推進
- ② 各職務内容の見直し
- ③ 各種審議会、委員会等組織の合理化及び活性化
 - ・女性の参加率の向上（目標値：30%以上）
 - ・活動実績の少ない団体、類似組織等の統廃合
- ④ 防災体制、計画の見直し
 - ・自治消防団組織の統合再編

3 効果的な行政運営（行政の情報化・行政運営の向上）

（1）基本的な考え方

市民ニーズに対応するサービスの見直しやマイナンバー制度に関連するICT^{※15}を活用し、行政手続きの簡素化を図るとともに、事務手法の見直しによる行政運営力の向上を図る。

（2）主な推進事項

- ① 市民要望の情報整理と迅速な対応
- ② 窓口業務に関する業務手順書の作成
 - ・事務処理の短縮化，簡素化，接遇の向上
- ③ 情報通信技術を活用した行政サービスの提供
 - ・マイナポータル^{※16}を活用し，申請手続きの簡素化・利便性の向上
 - ・情報提供の充実を図り，各種申請手続きの改善，窓口での待ち時間の短縮化
- ④ 政策立案・法務能力の向上の推進体制整備
- ⑤ 各事務システム等の適正配置による職場環境改善
 - ・職員行政改革マニュアルを活用した事務改善
- ⑥ 電磁的記録利用による各台帳作成，保存の見直し

4 広域連携の強化

（1）基本的な考え方

多用な分野において広域連携等の新たな枠組みを検討し、行政経費の削減を図る。

（2）主な推進事項

広域連携の推進

- ・多用な分野における，広域連携の新たな枠組み等の検討
- ・消防，医療分野等における，一部事務組合や近隣自治体との連携強化
- ・公共交通ネットワークにおける，近隣自治体との連携強化
- ・水道事業における広域連携の検討

Ⅲ 定員適正化と人材育成の推進（基本方針3）

1 定員管理・職員能力の開発等の推進及び働き方改革

(1) 基本的な考え方

① 定員適正化計画見直しによる職員の定員管理及び人員の適正配置

当市の適正な定員について、平成13年4月合併時の職員数327人に対し、290人を目標に設定し、10年をかけて37人を削減するという計画を進めてきた。目標値については、平成14年の行政診断により、同数の適正定員が示されている。この計画をもとに、職員数の削減を進めてきた結果、当初の計画を上回るペースで適正化が進み、5年間で目標を達成している。これは、勧奨退職者の増加と新規採用を見送った効果によるものである。

第2次定員適正化計画では、交付税算定替の期限である平成23年に260人という目標値を設定し、新たに平成25年度からは、平成30年度までに230人という目標を設定し、職員数の削減については目標どおりに達成されたが、少子高齢化の進展に伴う扶助費などの増加や税収増が見込めない厳しい財政状況において、義務的経費である職員人件費の適正化は非常に重要な課題である。

一方で、地方分権改革による、事務の権限移譲等が進んでいることや、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の事務量は今後もさらに増加するものと考えられ、職員一人ひとりが自治体職員として果たすべき役割はますます大きくなっていくことが予想される。

こういったことから、今後の職員定員管理計画においては、行政診断の結果を踏まえ、引き続き、必要な人材を確保するとともに、専門的な分野においては、任期付職員制度^{※17}の有効活用を図るなどし、適正な定員管理及び人員の適正配置を行っていく。

② 人材育成と職員の意識改革

潮来市人材育成基本方針による職員の職務意欲の向上や業務への創意工夫を推奨し、職員の行政能力を高めることにより、前例踏襲主義的な業務執行を排し、市政の活性化を図る。

特に市も一つの経営体であるとの認識の中で、コスト感覚、スピード感覚を持って職務遂行することができる人材や特定の業務分野において高い専門性を持つスペシャリストを計画的に育成していく。

今後、より良い行政サービスを提供していくためには、職員には今現在はもちろん、将来において何が必要とされているかを見定める目を持って業務に取り組むことが求められており、旧来の業務をより新しく、より良いサービスに切り替えていく意識を職員一人ひとりが持つ必要がある。

③ 働き方改革の推進

国では「働き方改革」の取組を進めており、本市においても将来にわたって、よりよい市民サービスを提供していくために、職員の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と多様な働き方を可能とする職場の環境づくりを推進する。

また、2020年度からの運用が予定される会計年度任用職員制度^{※18}については、スムーズな移行を目指すため、職員の在り方等を検討していく。

(2) 主な推進事項

- ① 組織の簡素化や合理化に努め、効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画の見直しを行い、適正で効率的な定数管理の徹底を図る。
- ② 潮来市人材育成基本方針による職員の能力向上及び意識改革
 - ・各種研修（庁内研修）の計画的実施
 - ・研修計画を含めた人材育成基本方針の改訂
- ③ 働き方改革の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・長時間労働の是正
 - ・会計年度任用職員制度の導入に向けた、職員の在り方等の検討

IV 市民参画と協働の推進（基本方針4）

1 市民協働によるまちづくり

(1) 基本的な考え方

市民協働によるまちづくり，地域づくりの取組は，今後一層不可欠になることから，市民協働活動への参加促進，人材の育成に取り組むとともに，活動分野の拡充を推進する。

(2) 主な推進事項

① 市民参加機会の充実

・既存のNPO法人やまちづくり団体等との連携を一層強化し，それらの活動を通じた市民参加機会充実への支援

② 市民が活動する分野の拡大

・市民一人ひとりが，自らの興味や関心を生かしてまちづくり，地域づくりに参加できるよう，観光や商業，生涯学習分野での活動の充実を図るとともに，国際交流や地域文化の継承等，活動分野の拡大を促進する。

③ まちづくりの多様な担い手の育成

・まちづくりの担い手や地域ボランティアの育成を支援するとともに，女性や若年層の市政への参加率向上を図る。

V 公共施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進（基本方針5）

1 公共施設等の設置及び管理運営

（1）基本的な考え方

既存施設の利用状況から開館日時の拡充など市民が利用しやすい柔軟な施設利用の在り方等，今後の利用形態を改善し，未利用施設の見直しを図る。

（2）主な推進事項

① 公共施設の管理運営の見直し

- ・各施設における指定管理者制度，民間委託の調査を行い，管理運営の効率化を図る。

② 未利用施設の改善

- ・借地・公用地の整理
- ・廃校跡地利用の整理
- ・売却可能資産の圧縮

③ 老朽化の進んでいる施設の修繕について廃止・管理移管を整理する。

- ・施設個別計画に基づく老朽施設の修繕及び除去
- ・維持管理費用の低減のための民間による跡地利用の検討

④ 保育所・幼稚園施設の再編

- ・公立保育所及び幼稚園を統合再編し，公立認定こども園の設立

⑤ 小中学校の規模適正化

- ・小中学校の統廃合を含めた再編の検討

2 公共施設の維持管理及び長寿命化

（1）基本的な考え方

「潮来市公共施設等総合管理計画」に基づき，費用負担の軽減や平準化を目的としてこれまでの修繕・改修サイクルを見直し，改修前には躯体の健全性を調査し，長寿命化する建物は機能向上を含めた改修を実施していく。

（2）主な推進事項

① 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営

② 「潮来市公共施設等総合管理計画」に基づく，個別施設計画の策定

※用語集

※1 まち・ひと・しごと創生法

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活用した自律的で持続的な社会を創生することを目指すもので、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標に向けた政策を進めている。

※2 マイナンバーカード

マイナンバー法に基づいて日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる「個人番号」（マイナンバー）が記載された顔写真付きのカードをいう。住所、氏名、生年月日等が記載されており、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス e-Tax を活用した電子申請等、様々なサービスに利用できる。

※3 市債

市が資金調達のために発行する債券

※4 公債費

市債の元金償還や利子の支払い等に要する経費

※5 DMO

「Destination Management（又は Marketing） Organization」の略で、地域の観光地により多くの人やお金を呼び込むための組織。飲食、宿泊、交通などの民間業者や行政機関といった幅広い関係者と連携して、意見の調整を行ったり、観光振興のための調査や、観光客が楽しめるプランの開発などに取り組むもの

※6 働き方改革

人口減による労働力不足が懸念される中、働き手を増やし、出生率を上昇させ、労働生産を向上させる必要があるため、これらを実現するための政策。「働き方改革」の3つの柱として「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き方の実現」が挙げられる。

※7 NPO 法人

平成10年（1988）施行の「特定非営利活動推進法（NPO法）」により法人格を認証された民間非営利団体。特に政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせず取り組む民間組織をいう。

※8 潮来市公共施設等総合管理計画

今後、人口の減少傾向が続くと予想される中、公共施設やインフラの老朽化に対応するため公共施設等の規模、役割及び機能の見直しなど長期的な需要動向を勘案し、財政負担の軽減を行っていくための20か年（平成29年度～令和18年度）の目標や基本方針等をまとめた計画

※9 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになる。

※10 実質公債費比率

税収や地方交付税などの使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入されている財源のうち、公債費や公営企業等の公債費に対する繰出金に充当されたものの占める割合

※11 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもので、税収など経常一般財源に占める人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当した一般財源の割合

※12 水道事業ビジョン

施設の大規模な更新が必要となる中で安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために策定する計画

※13 ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を 100 として算出した指数

※14 指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営など民間事業会社を営む法人やその他の団体に包括的に代行させること。

※15 ICT

「Information Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

※16 マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続きをワンストップで行ったり、行政機関からのお知らせを確認することができるサービス

※17 任期付職員制度

任期を定め、専門的な知識・経験を有する者を職員に採用する制度

※18 会計年度任用職員制度

地方公務員法や地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から施行される制度。現在、様々な自治体において雇用されている臨時職員、嘱託員等の非常勤職員は、制度の施行後は、会計年度任用職員という身分になる。